

# 幡多信用金庫 行動計画

制定日 平成 23 年 3 月 30 日

幡多信用金庫  
理事長 松田 基

幡多信用金庫は、地域社会づくりに貢献するという企業理念の実現のため地域を担う次世代の育成に協力するとともに、職員の仕事と子育ての両立をサポートし、全職員がゆとりと誇りをもって個々の能力を職務遂行に十分発揮できるよう、また職員の家族からも愛され親しまれる職場づくり実現を目指すため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成23年4月1日～平成27年3月31日までの 4 年間
2. 内容

目標 1：計画期間内に、育児休業の取得状況を次の水準以上とする  
男性職員：1 名以上取得すること  
女性職員：取得率 100%を維持すること

## <対策>

- 育児休業制度について、平成24年3月までに法を上回る内容に改正を行う。
- 計画期間中、庫内報等を活用し、次世代育成支援の金庫姿勢を周知し、男性職員も含めた育児休業取得の促進を図る。

目標 2：配偶者出産時の男性職員による休暇取得の促進

## <対策>

配偶者の出産予定者に対し、配偶者分娩による特別休暇（有給）3 日間と合わせて、指定有給休暇（連続休暇）を実施することにより連続 5 日間の休暇取得の促進を促すとともに、庫内報等を活用し職員への周知および取得しやすい雰囲気づくりを目指す。

目標 3：ノー残業デーの導入

## <対策>

ノー残業デーの導入方針の検討を行うとともに、時間管理意識を高め、一層の早期終業体制の定着を目指す。

- 平成23年8月までにノー残業デー方針を策定。
- 平成23年8月～ ノー残業デーを導入し実施する。

目標 4：計画期間内に、年次有給休暇の取得促進のための制度を導入する

## <対策>

有給休暇取得の一環として、バースデー休暇を設け、庫内文書等により周知を図る。

※バースデー休暇とは、本人、配偶者、子供（中学校就学前の子が対象）の誕生日を含む前後 1 週間のうち 1 日の休暇取得を可能とした年次有給休暇取得促進のための休暇制度をいう。

以 上